

(平成23年4月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、A株式会社において、申立期間②のうち、昭和41年6月1日から42年1月1日まで、同年4月1日から43年1月1日まで、同年4月1日から同年7月1日まで、同年8月1日から44年1月1日まで、同年4月1日から45年1月1日まで、同年5月1日から46年1月1日まで、同年5月1日から47年1月1日まで、及び同年5月1日から同年12月30日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、41年6月から同年11月までは1万6,000円、同年12月は2万円、42年4月は1万6,000円、同年5月は2万4,000円、同年6月は2万6,000円、同年7月及び同年8月は2万8,000円、同年9月は3万円、同年10月は3万3,000円、同年11月は2万6,000円、同年12月は2万8,000円、43年4月から同年6月までは2万6,000円、同年8月は3万円、同年9月から同年11月までは2万6,000円、同年12月は3万円、44年4月は5万2,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月は3万9,000円、同年7月は4万2,000円、同年8月は3万3,000円、同年9月は4万2,000円、同年10月は5万2,000円、同年11月は4万8,000円、同年12月は4万2,000円、45年5月は4万8,000円、同年6月は5万6,000円、同年7月は5万2,000円、同年8月は4万8,000円、同年9月から同年12月までは5万2,000円、46年5月は4万5,000円、同年6月及び同年7月は4万8,000円、同年8月は6万4,000円、同年9月は3万9,000円、同年10月は5万2,000円、同年11月及び同年12月は5万6,000円、47年5月から同年10月までは4万2,000円、並びに同年11月は4万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格喪失日に係る記録を昭和50年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務

を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

株式会社Bにおいて、申立期間④のうち、昭和48年9月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額は、同年9月及び同年10月は6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、株式会社Bにおいて、申立期間⑥のうち、昭和50年9月1日から51年8月1日までの期間に係る標準報酬月額は、50年9月から51年7月までは8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月1日から同年7月1日まで
② 昭和41年6月1日から47年12月30日まで
③ 昭和47年12月30日から48年1月1日まで
④ 昭和48年4月1日から49年12月28日まで
⑤ 昭和49年12月28日から50年1月1日まで
⑥ 昭和50年5月1日から52年1月1日まで

申立期間①について、A株式会社には、昭和39年5月1日から勤務し、給料支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②について、ねんきん定期便に記録されているA株式会社での標準報酬月額は、給料支払明細書に記載されている給与額よりも低くなっている。給料支払明細書の金額のとおり、記録を訂正してほしい。

申立期間③について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和47年12月30日となっているが、A株式会社には同年12月末まで勤務しており、資格喪失日は48年1月1日となるはずなので記録を訂正してほしい。

申立期間④及び⑥について、株式会社Bでのねんきん定期便に記録さ

れている標準報酬月額は、給料支払明細書に記載されている給与額よりも低くなっている。給料支払明細書の金額のとおり、記録を訂正してほしい。

申立期間⑤について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和49年12月28日となっているが、株式会社Bには同年12月末まで勤務しており、資格喪失日は50年1月1日となるはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人の給料支払明細書により、申立人が当該期間において、A株式会社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、「(保険料の納付について)確認できる資料は残っていない。」と回答し、当時、給料計算事務に関わっていた者も、「当時のことは分からない。」と述べていることから、保険料を納付したか否かについては不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人提出のA株式会社の給料支払明細書により、当該期間のうち、昭和41年6月1日から42年1月1日までの期間、同年4月1日から43年1月1日までの期間、同年4月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から44年1月1日までの期間、同年4月1日から45年1月1日までの期間、同年5月1日から46年1月1日までの期間、同年5月1日から47年1月1日までの期間、及び同年5月1日から同年12月30日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報

酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書に記載された報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、申立期間②のうち、昭和41年6月から同年11月までは1万6,000円、同年12月は2万円、42年4月は1万6,000円、同年5月は2万4,000円、同年6月は2万6,000円、同年7月及び同年8月は2万8,000円、同年9月は3万円、同年10月は3万3,000円、同年11月は2万6,000円、同年12月は2万8,000円、43年4月から同年6月までは2万6,000円、同年8月は3万円、同年9月から同年11月までは2万6,000円、同年12月は3万円、44年4月は5万2,000円、同年5月は4万5,000円、同年6月は3万9,000円、同年7月は4万2,000円、同年8月は3万3,000円、同年9月は4万2,000円、同年10月は5万2,000円、同年11月は4万8,000円、同年12月は4万2,000円、45年5月は4万8,000円、同年6月は5万6,000円、同年7月は5万2,000円、同年8月は4万8,000円、同年9月から同年12月までは5万2,000円、46年5月は4万5,000円、同年6月及び同年7月は4万8,000円、同年8月は6万4,000円、同年9月は3万9,000円、同年10月は5万2,000円、同年11月及び同年12月は5万6,000円、47年5月から同年10月までは4万2,000円、並びに同年11月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主、及び当時、給料計算事務にかかわっていた者は前述のとおり不明と回答しているが、A株式会社から提出のあった当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額とオンラインの標準報酬月額とが一致している上、あつせんとした全期間において給料支払明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額とが一致していないことから、事業主は、前述の給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和45年4月1日から同年5月1日までの期間、46年4月1日から同年5月1日までの期間、及び47年4月1日から同年5月1日までの期間について、給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和42年1月1日から同年4月1日までの期間、43年1月1日から同年4月1日までの期間、同年7月1日から同年8

月1日までの期間、44年1月1日から同年4月1日までの期間、45年1月1日から同年4月1日までの期間、46年1月1日から同年4月1日までの期間、及び47年1月1日から同年4月1日までの期間については、申立人は給料支払明細書を所持しておらず、このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③について、給料支払明細書により、当該期間において厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、申立人のA株式会社における雇用保険の離職日と同社提出の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載されている退職日は、いずれも昭和47年12月29日とされている上、前述のとおり、同社は「(保険料の納付について)確認できる資料は残っていない。」と回答し、当時、給料計算事務にかかわっていた者も、「当時のことは分からない。」と述べていることから、当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 申立期間⑤について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給料支払明細書から、申立人は、当該期間において株式会社Bに継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間⑤の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間⑤の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bは既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役の息子は、「父は病気療養中で高齢のため、当時のことは覚えていないようだ。当時の資料は残っていない。」と述べていることから、保険料を納付したか否かについては不明であり、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、申立人提出の株式会社Bの給料支払明細書により、

当該期間のうち、昭和 48 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書に記載された報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和 48 年 9 月及び同年 10 月は 6 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 B は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役の息子は、前述のとおり、当時の資料は残っていないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給料支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間⑥について、申立人提出の株式会社 B の給料支払明細書により、当該期間のうち、昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 8 月 1 日までの期間について、オンライン記録を上回る報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和 50 年 9 月から 51 年 7 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社 B は既に適用事業所ではなくなっており、当時の代表取締役の息子は、前述のとおり、当時の資料は残っていないとしており確認できないが、前述の給料支払明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間を含め、50 年 5 月から 52 年 1 月までの長期間にわたり一致

していないことから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該期間の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④のうち、昭和48年4月1日から同年9月1日までの期間、及び同年11月1日から49年12月28日までの期間、並びに申立期間⑥のうち、50年5月1日から同年9月1日までの期間、及び51年8月1日から52年1月1日までの期間について、申立人提出の給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低いことが確認できることから、特例法によるあつせんの対象とはならないため、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 6 月 30 日から 43 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 1 月 10 日から 48 年 1 月まで
③ 昭和 55 年 8 月 1 日から 63 年 3 月まで
④ 平成元年 6 月から 9 年 3 月まで

申立期間①について、中学校からの紹介で入社し、A株式会社B営業所で、昭和 43 年 10 月まで働いていたのに、厚生年金保険の加入記録は 42 年 6 月 30 日までとなっている。

申立期間②について、C株式会社で昭和 48 年 1 月まで働いていたのに、厚生年金保険の加入記録は 46 年 1 月までとなっている。

申立期間③について、有限会社Dで勤務していた期間に子供が生まれているので、健康保険証を持っていたはずである。

申立期間④について、株式会社Eで働いていた期間に入院したことがあるので、健康保険証は持っていたはずである。

全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社B営業所は昭和 42 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、同社同営業所が適用事業所となった記録は無い。

また、申立人はA株式会社B営業所が適用事業所ではなくなった以降も同社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているものの、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和 42 年 6 月 30 日となっている複数の同僚からは、同社が倒産した同日頃に退職した旨の回答を得ている上、申立期間①において、同社同営業所で継続して勤務していた者は一人も確認できない。

さらに、当時の事業主からは回答が得られないため、当時の事情を確認することはできず、申立人の申立期間①に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況

等について、確認することができない。

申立期間②について、申立人の雇用保険の加入記録（昭和 45 年 6 月 1 日取得から 46 年 1 月 10 日離職まで、同年 5 月 1 日取得から 47 年 1 月 31 日離職まで）から、申立人は、申立期間②のうち、雇用保険の加入期間において、C株式会社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が名前を挙げた同職種の同僚の厚生年金保険の加入記録は確認できない上、当時の代表取締役からは、申立期間当時の従業員数は 50 人から 80 人程度であったとの回答を得ているところ、同被保険者原票によれば、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者数は最少で 26 人、最多でも 51 人であることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

また、別の同僚は、「社会保険の加入については、本人の希望によって加入する者としなない者がおり、加入していない者の給与から、保険料を控除することはなかった。」と証言している。

申立期間③について、申立人は有限会社Dに勤務していたと申し立てているものの、オンライン記録において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は同僚の名字しか記憶しておらず特定できないことから、証言を得ることができない上、有限会社Dに係る商業登記簿謄本で確認できる当時の取締役の居所は不明となっており、申立人の申立期間③に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

申立期間④について、雇用保険の加入記録（平成 7 年 6 月 1 日資格取得から 11 年 11 月 30 日離職まで）から、申立人は申立期間④のうち、平成 7 年 6 月 1 日から、株式会社Eで勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、株式会社Eが厚生年金保険の適用事業所になったのは平成 4 年 8 月 1 日であるところ、同社が適用事業所になる前の期間から勤務していた同僚からは、適用事業所になる前の期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、別の同僚が保管していた株式会社Eの住所録（平成 9 年 11 月頃に会社が作成したと推認されるもの）に記載されている 29 人のうち 7 人には、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことから、同社では従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、株式会社Eから会計業務等を委託されていた会計事務所は、「当時の資料は残っておらず、担当していた者も退職しているので詳しいことは分からない。」としているものの、「株式会社Eでは、備車（車輛を持ち込み）で働いていた人もいて、全員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったようだ。従業員から控除した社会保険料額は、必ずチェックすることになっていたもので、厚生年金保険に加入していない人から保険料を控除することは絶対に無

かった。」と回答している。

加えて、申立人は株式会社Eで勤務していた期間中に、病院に入院して健康保険証を使ったと主張しているが、当該病院からは、「申立人が入院したのは、平成7年9月18日から同年9月30日までと記録されており、入院時に係る申立人の保険証の種類は国民健康保険で登録されている。」との回答を得ている。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 23 日から 45 年 1 月 1 日まで
A 組合では、見習いとして陸の仕事をしながら船に乗るのを待っていた。漁船に乗り、南半球のインド洋周辺で漁をしていた。
申立期間当時、同じように働いていた同僚には、8 か月の船員保険の被保険者期間がある。
申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間においてA組合に勤務していたと申し立てている上、「見習いとして陸の仕事をしながら船に乗るのを待っていた。漁船に乗り、南半球インド洋周辺で漁をしていた。」と主張し、申立期間当時の同僚として三人の名前を挙げている。

しかしながら、申立人から名前の挙げた同僚三人のうちの一人は、「申立人を含む4人で、会社が借りてくれたアパートに住み、出航するまで陸の仕事をしていた。申立人以外の私を含む3人がB丸に乗船した。申立人は、後で違う船に乗ると言っていた。」と回答しており、別の一人は、「申立人の記憶はあるが、当時のことはよく覚えていない。」と回答している。

また、申立人は申立期間当時に乗船した船舶名を記憶しておらず、給与から船員保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も所持していない上、商業登記簿謄本によれば、A組合は昭和 58 年 9 月 30 日に解散していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や給与からの船員保険料の控除の状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 721

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月10日から同年12月19日まで
② 平成4年4月27日から同年12月28日まで
③ 平成5年4月19日から同年7月20日まで

A株式会社の社長が高校の先輩に当たり、社長の勧めで季節雇用者として入社した。社会保険の手帳を会社に出していたので、厚生年金保険は掛けていたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、雇用保険の加入記録（平成3年5月1日取得から同年12月12日離職まで、4年5月1日取得から同年12月21日離職まで、及び5年5月6日取得から同年11月30日離職まで）及び同僚の証言から、申立人は、当該申立期間のうち、雇用保険の加入期間において、A株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が同じ作業員をしていたとして名前を挙げた同僚3人には、A株式会社において厚生年金保険の加入記録は確認できない上、申立期間①に厚生年金保険の加入記録がある作業員の同僚は、「私は、勤務する時に、厚生年金保険を掛けてくれるように会社に話をした記憶がある。」と回答しており、当該同僚及び申立人から、申立期間当時は10人程度の作業員が勤務していたとの証言を得ているところ、厚生年金保険の加入記録から、同社において、季節的に勤務していたと推察される者は、各申立期間に3、4人程度となっていることから、同社では、季節雇用者全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、A株式会社は平成17年9月26日に厚生年金保険の適用事業所では

なくなっている上、当時の事業主からも回答を得られないことから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 722

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月頃から 58 年 3 月頃まで
有限会社Aは、B業者の車両の運転を専門に行っている会社であり、昭和 54 年 6 月頃からC市でD担当として、55 年 4 月頃から 58 年 3 月頃までE市でF担当として勤務し厚生年金保険に加入していた。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元上司の証言から、期間は特定できないものの、申立人が有限会社Aに勤務していたことは認められる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、有限会社Aは、昭和 54 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、適用事業所となった記録は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚 3 人のうち二人は、有限会社Aにおいて厚生年金保険被保険者資格を昭和 51 年 10 月 1 日に喪失しており、照会するも回答は無く、残りの一人は、同社での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、商業登記簿謄本によると、有限会社Aは平成 8 年 6 月 1 日付けで解散しており、申立期間当時の事業主は、「当時、専務とその妻が事務を担当していたので、社会保険の手続等については分からない。」としており、専務の妻で当時の事務担当者は、「申立人のことは記憶しておらず、当時、社会保険事務所へ提出した資料も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認することができな

い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月頃 から 48 年 3 月頃 まで

新聞の募集でA市のB株式会社に入社した。駐車場の隣に会社の寮があったが、自分は会社の事務所の2階で生活をしていた。同社では、主にC方面に品物を運ぶ運転手として勤務しており、深夜勤務であった。

女性の事務担当者から、年金手帳は会社が保管していると言われた記憶があるため、当時の資料は無いが、厚生年金保険に加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がB株式会社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間にB株式会社で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚は、「厚生年金保険に未加入の期間に給与から厚生年金保険料を引くということは考えられない。」と回答している上、申立人が名前を記憶している上司は既に亡くなっており、同僚については、名字のみの記憶のため特定することができず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認できる証言等は得られなかった。

また、B株式会社が加入していた、D健康保険組合及びE厚生年金基金からも、「申立人の加入記録は無い。」との回答を得ている。

さらに、B株式会社からは、「申立人は働いていたが、厚生年金の保険料控除については、代替わりをしているため不明。申立期間当時の書類等も無い。」との回答を得ている上、当時の代表取締役は既に亡くなっており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認できないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険

事務所（当時）において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。